# 一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会表彰規程

制定　平成２９年５月２６日
改訂　令和　３年５月２７日
一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会

（趣旨）
第１条　一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会（以下「本協議会」という。）は、本規程の定めるところにより、森林技術コンサルタント事業（以下「森林コンサル事業」という。）の発展と向上に功績のあった者及び森林技術コンサルタント業務において優れた成績を収めた者を表彰することができる。

（表彰を行う者）
第２条　表彰は、本協議会会長が行う。

（表彰状）
第３条　次の各号の一に該当する者について表彰状を授与して表彰を行う。
（１）森林コンサル事業の発展に顕著な功績のあったもの
（２）森林コンサル事業の実施に顕著な貢献のあったもの
（３）本協議会の業務を通じ、森林コンサル事業の発展向上に顕著な功績のあったもの
（４）森林コンサル事業に関し特に有益な発明、改良等技術の開発向上に功績のあったもの

（賞状）
第４条　本協議会が実施する「森林技術コンサルタント業務コンクール」における成績優秀な者について賞状を授与して表彰を行う。

（感謝状）
第５条　次の各号の一に該当する者について感謝状を授与する。
（１）森林コンサル事業の発展に著しい功績のあったもの
（２）森林コンサル事業の実施に著しい貢献のあったもの
（３）本協議会の業務を通じ、森林コンサル事業の発展向上に著しい功績のあったもの
（４）森林コンサル事業に関し特に有益な発明、改良等技術の開発向上に功労のあったもの

（表彰の推薦）
第６条　本協議会及び各地区調査会（又は各地区調査員）は、第３条の各号の一、第４条及

び第５条の各号の一に該当する者があるときは、推薦調書を添えて本協議会会長に推薦する。

（表彰者の選考）
第７条　本協議会会長は、第６条により推薦のあった者の中から選考するため、表彰者選考委員会（以下「委員会」という。）を設け、公正かつ適切に選考する。なお、表彰者選考の考え方及び委員会の構成については、本協議会会長が別に定める。
２　委員会の委員は本協議会会長が委嘱する。

（受賞の申請）
第８条　本協議会会長は、第３条の各号の一及び第４条に該当する者のうち、特に顕著又は優秀と認められる者について、農林水産大臣、林野庁長官及び森林管理局長に受賞方を申請する。
２　本協議会会長は、第５条の各号の一に該当する者のうち、特に著しいと認められる者について、農林水産大臣及び林野庁長官に受賞方を申請する。

（受賞の除外）
第９条　受賞の対象者で次に該当する者は、受賞申請の選考から除外する。
（１）本規程により受賞方を申請する官職から既に受賞している者。ただし、本規程第４条に規定する賞状についてはこの限りではない。
（２）勲章又は褒章を受章している者

（補則）
第１０条　本協議会会長は、本規程の施行にあたり、第３条及び第５条に関しては「一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会表彰規程実施要領」を、また、第４条に関しては「森林技術コンサルタント業務コンクール実施要領」を別に定める。

附則
１　この規程は、平成２９年５月２６日から適用する。
２　この規程は、令和３年５月２７日から適用する。

# 一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会表彰規程実施要領

制定　令和 3年5月２７日
一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会

一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会表彰規程（令和３年５月２７日制定。以下「規程」という。）第１０条の規定に基づき、規程第３条及び第５条に関する表彰について、一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会表彰規程実施要領（以下「実施要領」という。）を下記のとおり定める。

記

１　目的

一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会（以下「本協議会」という。）は、森林技術コンサルタント事業（以下「森林コンサル事業」という。）の発展及び技術の開発向上に功績のあった者を表彰する。

２　実施

表彰は、実施要領により、原則として、毎年、本協議会定時総会の開催日に総会に先立って行う。

また、表彰は表彰状又は感謝状を授与して行う。

３　推薦及び選考

（１）表彰を受ける者については、森林コンサル事業の発展及び技術の開発向上に功績のあった者の中から選考する。

（２）各会員は、「表彰者推薦調書（様式１）（略）」を作成し、候補者１名を各地区調査会又は各地区調査員（以下、「調査会等」という。）に推薦する。

（３）調査会等は、各会員から推薦された表彰候補者を「推薦者名簿（様式２）（略）」に取りまとめて本協議会に提出する。

（４）本協議会では、受賞者の選考にあたっては、学識経験者、林野庁職員及び関係団体関係者で構成する表彰者選考委員会（以下、「委員会」という。）を設けて行うものとする。

（５）委員会は、別に定める「表彰者選考の考え方」に基づき、調査会等から提出された表彰候補者について慎重な審査を行い、受賞者を選考する。

附則

この細則は、平成２９年５月２６日から適用する。

附則

この実施要領は、令和３年５月２７日から適用する。

「一般社団法人 森林技術コンサルタンツ協議会表彰規程実施要領」に係る

# 表彰者選考の考え方

制定　令和３年５月２７日
一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会

一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会（以下「本協議会」という。）は、本協議会の表彰規程（令和３年５月２７日。以下「規程」という。）第７条第１項及び「一般社団法人 森林技術コンサルタンツ協議会表彰規程実施要領」記の３（５）の規定に基づき、規程第３条及び第５条に関する「表彰者選考の考え方」を次のとおり定める。

## １　表彰状関係

### （１）　農林水産大臣賞

規程第８条第１項の大臣賞申請対象者は、規程第３条に該当するとともに、原則として、林野庁長官から表彰された者、又は感謝状を授与された者で、特に顕著な功績があった者とする。ただし、本協議会の記念行事を開催する年に、下付申請することができる。

### （２）　林野庁長官賞

規程第８条第 1 項の長官賞申請対象者は、規程第３条に該当するとともに、過去に林野庁長官の賞状又は感謝状を授与された者で、次のいずれかの条件を満たす者とする。

ア　本協議会の役員（理事以上で監事を含まない。以下同じ。）として、６年以上の経歴を有する者

イ　本協議会の会員で、森林技術コンサルタント事業（以下「森林コンサル事業」という。）に 40 年以上従事した者

### （３）　森林技術コンサルタンツ協議会会長賞

（１）及び（２）以外の者で、本協議会の業務を通じ、その運営、森林コンサル事業の推進等に特に功績のあった者とする。

## ２　感謝状関係

### （１）　農林水産大臣賞

規程第８条第 2 項の大臣賞申請対象者は、規程第５条に該当する者又は本協議会の役員として１０年以上の経歴を有し森林コンサル事業の発展に功績のあった者とする。ただし、本協議会の 10 周年ごとの記念行事を開催する年に、下付申請することができる。

（2）　林野庁長官賞

規程第8条第 2 項の長官賞申請対象者は、規程第5条に該当する者又は本協議会の役員として4年以上の経歴を有し森林コンサル事業の発展に功績のあった者とする。

（3）　森林技術コンサルタンツ協議会会長賞

（1）及び（2）以外の者で、本協議会の業務を通じ、その運営、森林コンサル事業の推進等に功績のあった者とする。

以上

# 森林技術コンサルタント業務コンクール実施要領

制定　令和３年５月２７日
一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会

一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会表彰規程（令和３年５月２７日制定。以下「規程」という。）第１０条の規定に基づき、規程第４条に関する表彰について、「森林技術コンサルタント業務コンクール実施要領」（以下「実施要領」という。）を下記のとおり定める。

記

１　目的

森林技術コンサルタント業務（以下「業務」と言う。）の実施技術の向上を図るため、「森林技術コンサルタント業務コンクール」（以下「コンクール」という。）を実施し、優秀な成績を収めた法人及び技術者を表彰することにより、森林技術コンサルタント事業の発展に資することを目的とする。

２　コンクールの実施

一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会（以下「協議会」という。）は、この要領の定めるところにより、毎年、コンクールを実施する。

３　コンクール表彰の種類

表彰の種類は、優秀な成績を収めた法人表彰及び技術者（管理技術者）表彰とし、次に掲げる部門・分野を表彰の対象とする。

（１）　通常部門
　ア　治山分野
　イ　林道分野
　ウ　森林調査測量分野
（２）　新技術部門
　ア　新技術分野

４　コンクール参加対象業務

コンクール対象業務は、次の各号の全てを満たすものとする。

（１）林野庁（森林管理局・森林管理署）、都道府県及び市町村が発注した業務であること。

（２）業務成績評定及び技術者評定（管理技術者）において、いずれも優良（８０点を目安とする）であること。ただし、評価項目が、業務成績評定のみの場合には、その評定が優良（８０点を目安とする）であること。

（３）１業務の契約金額が、原則として、１００万円以上であること。
（４）対象業務は、原則として、コンクール参加年度の前年度に完了したものであること。

5　コンクール参加条件、提出期限等
（１）コンクールに参加しようとする法人は、入札・契約行為ができる事業所等（支店、営業所等）を単位とし、協議会会長（以下「会長」と言う。）に対し各地区調査会（又は各地区調査員）を経由して、第４項のすべてを満たす一つの業務を第３項の各号のいずれか一つの分野に提出することができる。なお、１法人あたり、複数件数の参加をすることができる。
（２）コンクール参加に当たって、関係書類の提出期限は毎年９月末とする。
（３）コンクール参加の提出書類は次の通りである。
ア　表彰業務申請書(様式（略）)
イ　業務成績評定及び技術者評定(管理技術者)の写し
ウ　当該業務のテクリス「登録内容確認書」及び契約書(受注者名、請負代金の判読できる個所)の写し
エ　アの業務申請書に関連するエビデンス又は補強するような資料があればその写し

6　表彰選考委員会の設置及び選考
（１）会長は、優秀賞の選考にあたっては、学識経験者、林野庁職員及び関係団体関係者で構成する表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を設けて行うものとする。
（２）選考は、第５項により参加があったコンクール参加業務の中から、公正かつ適正に優秀賞を選考することとする。なお、「選考の考え方」及び委員会の構成は別に定める。

7　農林水産大臣賞、林野庁長官賞及び森林管理局長賞受賞の選定
選考された優秀賞の中から、優れたものを農林水産大臣賞、林野庁長官賞及び森林管理局長賞受賞を選定するものとする。この受賞申請は、業務ごとに法人及び技術者(管理技術者)を一括して行うこととする。

附則
この細則は、平成２９年５月２６日から適用する。
附則
この実施要領は、令和３年５月２７日から適用する。

「森林技術コンサルタント業務コンクール実施要領」に係る

# 選考の考え方

制定　令和３年５月２７日
一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会

一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会（以下「本協議会」という。）は、本協議会の表彰規程（令和３年５月２７日。以下「規程」という。）第７条第１項及び「森林技術コンサルタント業務コンクール実施要領」の記の６（２）の規定に基づき、規程第４条に関する受賞者の「選考の考え方」を次のとおり定める。

１　基本的な考え方

（１）申請書に記載された各評価項目のうち、発注者が参加業務に対して評定した「業務成績評定」及び「管理技術者評定」を確認する。

（２）同評価項目のうち、業務内容並びに業務実施にあたって取り組んだ創意工夫、環境への配慮、低コスト施工への配慮、災害時の活動等について審査することとする。

２　選考の手順

（１）上記１の基本的な考え方に基づき、審査、採点したものを集計する。

（２）集計結果に基づき、分野ごとに順位付けを行い、分野ごとに上位５者を選考する。

（３）前号のうち、分野ごとに上位２者を林野庁長官賞として、また、部門ごとに最優秀の者を農林水産大臣賞として、さらに、これらに準じる者を森林管理局長賞として、受賞方を申請する。

以上